

農地に関する手続きに必要な関係書類

【各様式共通事項】

- ・必要書類（部数）を明記していない場合は1部提出してください。
- ・公的証明書は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ・千歳市農業委員会が申請、届出の受付するために必要な書類、資料が必要です。
- ・代理人申請の場合は委任状が必要です。
- ・全部事項証明書や住民票は原本を提出してください。
 なお、原本の還付を希望する場合は、原本と複写を提出してください。（事務局で原本と複写の内容に相違ないことを確認した後、返却します。）
- ・千歳市農業委員会で使用する様式は、国及び北海道農地法関係事務処理要領に準じています。

【農地法第3条第1項の規定による許可申請】

※農地所有適格法人、一般法人は別途必要な書類がありますので詳細は農業委員会までお問合せください。

必要な書類	備 考
①申請書（原本3部）	<ul style="list-style-type: none"> ・別記第1号様式（農業委員会控1部、申請者用2部） ※共有農地等、申請者が3名以上いる場合は申請者の人数分と農業委員会控用の部数が必要です
②法人の全部事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を取得しようとする者が法人の場合には法人の全部事項証明書（原本）、定款又は寄附行為の写し ※権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の場合は組合員名簿又は株主名簿の写しも必要です
③土地の全部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する土地の全部事項証明書（原本）各1部 ※全部事項証明書は法務局発行のものに限ります（インターネットで閲覧できる不動産登記情報は不可） ※全部事項証明書の所有名義人と申請者の住所、氏名等が異なる場合には、関係を証する書類（住民票若しくは戸籍の附票等）が別途必要です
④位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・付近の公共施設等から、申請地の位置がわかるもの
⑤地番図（または法務局の公図）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る土地の地番を表示する図面
⑥求積図（原本3部）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の一部について申請する場合は申請書と同じ部数が必要です ・営農計画書または耕作証明書（他市町村で農地を耕作している場合） ・農地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ・申請地に所有権以外の使用収益権が設定されている場合、その権利者の同意書 ・請求者本人を確認するための書類（運転免許証等の顔写真付きの官公庁発行の証明書、健康保険証、年金手帳等） ・その他、農業委員会が必要とするもの
⑦その他参考となるべき資料	

【農地法第3条の3の規定による届出】

必要な書類	備 考
①届出書 ②その他参考となるべき資料	<ul style="list-style-type: none"> ・別記第14号様式 ・請求者本人を確認するための書類（運転免許証等の顔写真付きの官公庁発行の証明書、健康保険証、年金手帳等） ・遺産分割協議書の写し、土地の全部事項証明書の写し等、土地の権利関係を確認できる書類 ・その他、農業委員会が必要とするもの

【農地法第4条第1項の規定による許可申請】

必要な書類	備 考
①申請書（原本2部） ②法人の全部事項証明書等 ③土地の全部事項証明書 ④位置図 ⑤地番図（または法務局の公図） ⑥求積図（原本2部） ⑦配置図 ⑧建築物等施設の図面 ⑨資力を証明する書類 ⑩同意書 ⑪意見書 ⑫その他参考となるべき資料 ⑬転用完了後に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号の1（農業委員会控1部、申請者用1部） ※共有農地等、申請者が3名以上いる場合は申請者の人数分と農業委員会控用の部数が必要です ※申請が知事許可の場合は上記に加え、北海道提出用に原本がさらに1部必要となります ・申請者が法人の場合には法人の全部事項証明書（原本）と定款又は寄附行為の写し ・申請する土地の全部事項証明書（原本）各1部 ※全部事項証明書は法務局発行のものに限ります（インターネットで閲覧できる不動産登記情報は不可） ※全部事項証明書の所有名義人と申請者の住所、氏名等が異なる場合には、関係を証する書類（住民票若しくは戸籍の附票等）が別途必要です ・付近の公共施設等から、申請地の位置がわかるもの ・申請に係る土地の地番を表示する図面（事業区域を色枠で表示） ・土地の一部について申請する場合は申請書と同じ部数が必要です ・施設の種類、位置、規模、隣接境界が明記されているもの ・建築をする場合、建築物の図面（平面図、立面図）が必要です ・預金残高証明書や金融機関からの融資証明書等 ・申請地に転用行為の妨げとなる権利が設定されている場合、その権利者の同意書（抵当権、根抵当権等） ・土地改良区の意見書（申請地が土地改良区の地区内にある場合） ・工事の工程表 ・工事費用の見積書 ・他法令の許認可が必要な場合にあつては、その証明書と関係書面の写し ・大規模な転用事業計画の場合は事業計画書等 ・一時転用の場合は農地復元関係書類 ・その他、農業委員会が必要とするもの ・転用事業完了報告書、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証、現地写真（複数の方向から撮影したもの）

【農地法第5条第1項の規定による許可申請】

必要な書類	備 考
<p>①申請書（原本3部）</p> <p>②法人の全部事項証明書等</p> <p>③土地の全部事項証明書</p> <p>④位置図</p> <p>⑤地番図（または法務局の公図）</p> <p>⑥求積図（原本3部）</p> <p>⑦配置図</p> <p>⑧建築物等施設の図面</p> <p>⑨資力を証明する書類</p> <p>⑩同意書</p> <p>⑪意見書</p> <p>⑫その他参考となるべき資料</p> <p>⑬転用完了後に提出する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号の2（農業委員会控1部、申請者用2部） ※共有農地等、申請者が3名以上いる場合は申請者の人数分と農業委員会控用の部数が必要です ※申請が知事許可の場合は上記に加え、北海道提出用に原本がさらに1部必要となります ・申請者が法人の場合には法人の全部事項証明書（原本）と定款又は寄附行為の写し ・申請する土地の全部事項証明書（原本）各1部 ※全部事項証明書は法務局発行のものに限ります（インターネットで閲覧できる不動産登記情報は不可） ※全部事項証明書の所有名義人と申請者の住所、氏名等が異なる場合には、関係を証する書類（住民票若しくは戸籍の附票等）が別途必要です ・付近の公共施設等から、申請地の位置がわかるもの ・申請に係る土地の地番を表示する図面（事業区域を色枠で表示） ・土地の一部について申請する場合は申請書と同じ部数が必要です ※土地の所有権を移転する場合は原則分筆後に申請してください ・施設の種類、位置、規模、隣接境界が明記されているもの ・建築をする場合、建築物の図面（平面図、立面図）が必要です ・預金残高証明書や金融機関からの融資証明書等 ・申請地に転用行為の妨げとなる権利が設定されている場合、その権利者の同意書（抵当権、根抵当権等） ・土地改良区の意見書（申請地が土地改良区の地区内にある場合） ・工事の工程表 ・工事費用の見積書 ・他法令の許認可が必要な場合にあっては、その証明書と関係書面の写し ・大規模な転用事業計画の場合は事業計画書等 ・一時転用の場合は農地復元関係書類 ・その他、農業委員会が必要とするもの ・転用事業完了報告書、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証、現地写真（複数の方向から撮影したもの）

【農地法第4条第1項第8号の規定による届出】

必要な書類	備 考
①届出書 ②土地の全部事項証明書 ③位置図 ④求積図（原本2部） ⑤参考資料 ●仮換地証明 ●地番図（または法務局の公図） ●配置図 ●建築物等施設の図面 ●都市計画法第29条許可書類等 ●賃貸借が解約された書面等 ●その他参考となるべき資料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号の8（農業委員会控1部、申請者用1部） ・申請する土地の全部事項証明書（原本）各1部 ※全部事項証明書は法務局発行のものに限ります（インターネットで閲覧できる不動産登記情報は不可） ※全部事項証明書の所有名義人と申請者の住所、氏名等が異なる場合には、関係を証する書類（住民票若しくは戸籍の附票等）が別途必要です ・付近の公共施設等から、申請地の位置がわかるもの ・土地の一部について申請する場合は申請者数と農業委員会控用の部数が必要です ・土地区画整理事業施行地内の場合 ・申請に係る土地の地番を表示する図面 ・施設の種類、位置、規模、隣接境界が明記されているもの ・建築をする場合、建築物の図面（平面図、立面図） ・都市計画法第29条の許可を要する場合には許可を受けたことを証する書面等 ・届出を行う農地が賃貸借されている場合 ・その他、農業委員会が必要とするもの

【農地法第5条第1項第7号の規定による届出】

必要な書類	備 考
①届出書 ②土地の全部事項証明書 ③位置図 ④求積図（原本3部） ⑤参考資料 ●仮換地証明 ●地番図（または法務局の公図） ●配置図 ●建築物等施設の図面 ●都市計画法第29条許可書類等 ●賃貸借が解約された書面等 ●その他参考となるべき資料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号の9（農業委員会控1部、申請者用2部） ・申請する土地の全部事項証明書（原本）各1部 ※全部事項証明書は法務局発行のものに限ります（インターネットで閲覧できる不動産登記情報は不可） ※全部事項証明書の所有名義人と申請者の住所、氏名等が異なる場合には、関係を証する書類（住民票若しくは戸籍の附票等）が別途必要です ・付近の公共施設等から、申請地の位置がわかるもの ・土地の一部について申請する場合は申請者数と農業委員会控用の部数が必要です ※土地の所有権を移転する場合は原則分筆後に申請してください ・土地区画整理事業施行地内の場合 ・申請に係る土地の地番を表示する図面 ・施設の種類、位置、規模、隣接境界が明記されているもの ・建築をする場合、建築物の図面（平面図、立面図） ・都市計画法第29条の許可を要する場合には許可を受けたことを証する書面等 ・届出を行う農地が賃貸借されている場合 ・その他、農業委員会が必要とするもの